

子育て短期支援事業基準額表

		夜間養護等事業（トワイライト事業）					
		夜間養護事業 （基本分・日額）		夜間養護事業 （宿泊分・1泊）		休日預かり事業 （日額）	
世帯	年齢区分	町負担金	保護者 負担金	町負担金	保護者 負担金	町負担金	保護者 負担金
生活 保護 世帯	1歳未満児	1,500	0	1,500	0	2,700	0
	1歳以上2歳未満 児・慢性疾患児						
	2歳以上児						
	緊急一時保護の母親						
市町 村民 税非 課税 世帯	1歳未満児	1,200	300	1,200	300	2,350	350
	1歳以上2歳未満 児・慢性疾患児						
	2歳以上児						
	緊急一時保護の母親						
一般 世帯	1歳未満児	750	750	750	750	1,350	1,350
	1歳以上2歳未満 児・慢性疾患児						
	2歳以上児						
	緊急一時保護の母親						

備考

- この表の「生活保護世帯」には、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯で市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。
- この表の「市町村民税非課税世帯」には、父子家庭、母子家庭及び養育者家庭を含む。ただし、生活保護世帯として取り扱われる場合を除く。
- 上記階層にかかわらず、利用者は保護者負担金と別に食事代として、利用施設において定める料金を負担する。